

# 豊川市立平尾小学校 いじめ防止基本方針

豊川市立平尾小学校

## 1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、児童の人権及び名誉を著しく毀損するとともに、心身の健全な育成並びに人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命または身体に危険を生じさせる恐れがある。絶対に許してはいけない。

そこで、教職員が一致団結し、児童のサインを見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく必要があると考える。

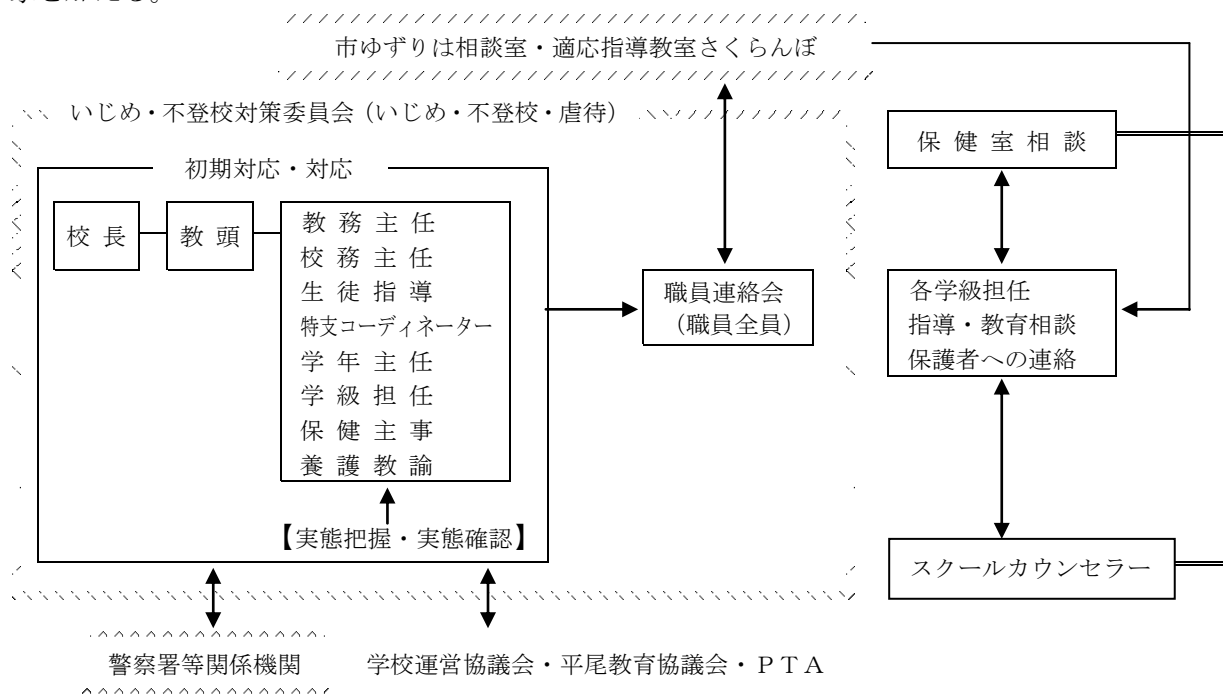
学校は、子どもたちが安心して楽しく学べる環境でなくてはならない。平尾小学校の教育目標である『愛ある 徳ある 感動ある学校』をめざした取り組みの中で、児童が自己肯定感をもち、仲間とともに成長できるよう、道徳・特別活動をはじめ、学校教育活動全体で規範意識の向上を図ったり、集団のあり方について学習を深めたりする。

また、日頃から地域・関係機関との連携を密にし、情報の共有を図るなど、いじめの未然防止と早期解消に向けて取り組んでいく。

## 2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの兆候をとらえて未然に防いだり、児童からの訴えに対し、迅速に対応したりする。

校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、学年主任、学級担任、保健主事、養護教諭で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラーなどの心理の専門家を加える。



## 3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

児童が発するサインを見逃さないようにし、早期発見に努める。定期的にいじめアンケートを実施するとともに、教育相談の時間を設け、子どもの悩みを受けとめる。

### **(1) いじめの未然防止**

- ア お互いを大切にし、いじめや仲間はずれを出さないような学級経営を図る。
- イ 学級満足度調査（QU検査）を実施し、一人ひとりの子どもの心の状態を把握するとともに、学級経営の改善に努める。
- ウ 縦割り活動（平尾っ子タイム等）・児童会集会活動・学級活動等を活発にし、学校生活での楽しさを味わい、子どもの心を育てるような行事等を工夫する。
- エ SST・SGEを活用し、円滑な人間関係の構築に努める。

### **(2) いじめの早期発見**

- ア いじめの実態を把握するための調査を各学期ごとに実施したり、教育相談を行ったりして、子ども理解に努める。年3回の教育相談週間を設け、学年の発達段階や必要に応じて面接相談を行う。
- イ 月1回の子ども理解の会を設け、気になる子どもたちについての情報交換を行い、全職員の共通理解に努める。
- ウ 養護教諭やスクールカウンセラーとの連絡を密にし、子ども理解と問題解決に努める。

### **(3) いじめへの対処**

- ア いじめの情報を得たら、いじめ対策委員会の初期対応部会で対応方法を検討し、組織的に早急に対応する。
- イ 被害児童、加害児童、それぞれの話をしっかり聞く。被害児童を守るという姿勢で対応する。加害児童には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導・支援を行う。
- ウ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- エ 教職員の共通理解を図り、保護者・地域の協力を得るとともに、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関と連携し、対応する。

### **(4) 重大事態への対処**

- 児童の生命・心身・財産に重大な被害があり、または相当期間にわたり被害児童が欠席を余儀なくされたり、多人数によるいじめが相当期間継続したりするなどの重大事態への対応については、教育委員会へ発生の報告をし、学校が調査主体となった場合、次のようにする。
- ア 学校に重大事態の調査組織を設置する。
  - イ 事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - ウ いじめを受けた児童及びその保護者へ適切な情報提供をする。
  - エ 調査結果を教育委員会に報告する。
  - オ 調査結果を踏まえた必要な措置をとる。